

# 【SNS集客の基礎】

## ■著作権について

本冊子と表記は、著作権法で保護されている著作物です。本冊子の著作権は、発行者にあります。本冊子の使用に関しましては、以下の点にご注意ください。

## ■使用許諾契約書

本契約は、本冊子を入手した個人・法人(以下、甲と称す)と発行者(以下、乙と称す)との間で合意した契約です。本冊子を甲が受け取り開封することにより、甲はこの契約に同意したことになります。

1.本契約の目的: 乙が著作権を有する本冊子に含まれる情報を、本契約に基づき甲が非独占的に使用する権利を承諾するものです。

2.禁止事項: 本冊子に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。甲は本冊子から得た情報を、乙の書面による事前許可を得ずして出版・講演活動および電子メディアによる配信等により一般公開することを禁じます。特に当ファイルを第三者に渡すことは厳しく禁じます。甲は、自らの事業、所属する会社および関連組織においてのみ本冊子に含まれる情報を使用できるものとします。

3.損害賠償: 甲が本契約の第2条に違反し、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対し、違約金が発生する場合がございますのでご注意ください。

4.契約の解除: 甲が本契約に違反したと乙が判断した場合には、乙は使用許諾契約書を解除することができるものとします。

5.責任の範囲: 本冊子の情報の使用の一切の責任は甲にあり、この情報を使って損害が生じたとしても乙は一切の責任を負いません。

## 【集客とはなにか】

無差別にアクセスを集める・・・×

自分の見込み客を集める・・・○

### 【ネット以外を活用する集客方法】

→お金がかかる

- ・ ビラまき
- ・ ティッシュ配り
- ・ 電車のつり革広告
- ・ ビルなどの貸し広告
- ・ 雑誌の広告
- ・ CM
- ・ ポスティング etc.

### 【ネットを活用した集客方法】

→お金をかけなくても集客できる

無料

- ・ Twitter
- ・ Instagram
- ・ YouTube
- ・ 悩み相談系サイト
- ・ ネイバーまとめサイト

有料

- ・ PPC 広告
- ・ Facebook 広告
- ・ YouTube 広告
- ・ アフィリエイト広告etc

## 【マーケティングを意識した集客】

マーケティング = 釣り

- ・自分の狙ってる魚は何か？
- ・その魚はどこにいるか？
- ・どんな釣り竿で釣るか？
- ・どんなエサで釣るか？

自分のターゲットがどこに集まっているかが大事

まとめ

## 【始めは無料の方法で集客する】

集客が増えていくのを確認してから有料にしていく

ネットの強みは無料の集客方法で何度失敗しても挑戦しまくれること  
無料で何度も試し、反応率を確かめていく